

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

川尻町字大川反、川尻町字中島、川尻若葉町、手形字中谷地、手形字西谷地、手形字十七流、金足小泉字潟向、土崎港北五丁目、土崎港北一丁目、寺内兎桜一丁目、茨島四丁目および浜田字元中村（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）